

よくあるご質問

【補助事業全般】

Q1 採択後の手続きは、どうなっているのか？

採択後は、交付申請の手続きを行い、県が交付決定をすると補助事業を開始することができます。そして、補助事業期間終了後に実績報告書類を県に提出します。県が交付確定の手続きが完了すると、請求書を提出し、補助金が支払われます。

Q2 補助事業期間は、いつからいつまでか？

補助事業期間の始期は、交付決定日からです。終期は、交付申請時に提出した事業計画書に記載された「補助事業の完了予定日」までとなります。

Q3 補助事業期間は、延長や短縮することはできるのか？

補助事業期間の延長や短縮は可能です。ただし、延長するためには、変更申請の手続きが必要です。なお、令和6年3月31日まで延長することができます。短縮は、変更申請の手続きは不要ですが、短縮された場合は、実績報告書類の提出期限も早まりますので、注意が必要です。

Q4 交付決定通知書に記載された金額が補助金として交付されるのか？

交付決定通知書に記載された金額は、補助金として交付する金額を確約するものではありません。補助事業を実施した結果、実際にかかった補助対象経費に補助率を乗じて、補助金の金額を算定します。計画よりもかかった経費額が少なければ、補助金の金額は、交付決定時より減額となります。なお、計画よりもかかった経費が多くなった場合は、交付決定通知書に記載された金額が交付できる補助金の上限額となります。

Q5 補助金が交付されない場合もあるのか？

あります。補助事業を実施していない、応募した内容とは異なる内容で補助事業を実施した、見積書等支払に関する書類が用意できない、補助事業期間内に支払が完了した経費がない等の場合には、補助金が交付されません。

Q6 補助金の申請額は、どうやって計算するのか？

補助対象経費に補助率を乗じ、千円未満を切捨てた金額が補助金の金額です。例えば、補助対象経費が 525,300 円とすると、その金額に補助率の 1/2 を乗じると、262,650 円になります。千円未満切り捨てのため、補助金申請額は、262,000 円になります。なお、直接人件費は、補助対象経費額の上限額があるので注意してください。

Q7 「補助対象経費」は、消費税込みの金額で記載するのか？

消費税抜きの金額です。電車代、郵便代などは、内税表示になっていますので、表示金額に 100/110 を掛けた金額(1円未満切捨て)を「補助事業に要する経費(消費税抜き)」に記載してください。

【補助対象経費等】

Q8 「募集案内」に記載されている「補助対象経費」の経費区分に該当しない経費を補助対象経費とすることができるか？

該当しない経費は、補助対象外です。

Q9 経費区分の「外注費」で建築費用や工事費用を、補助対象とすることができるか？

できません。「外注費」の「内容」欄には、建築費用や工事費を含んでいないため補助対象外です。

Q10 経費区分の「専門家等旅費」「職員旅費」ですが、何の経費が補助対象になるのか？

原則、公共交通機関を利用した場合の交通費が補助対象です。なお、「職員旅費」ですが、会社によって、交通費以外に日当や食事代などが支給される場合もありますが、これらは補助対象外です。

Q11 経費区分の「専門家等旅費」「職員旅費」ですが、新幹線のグリーン車、グランクラスを利用し、その経費を補助対象にできるのか？

補助対象外です。

Q12 経費区分の「専門家等旅費」「職員旅費」ですが、航空機のビジネスクラスやファーストクラスを利用し、その経費を補助対象にできるのか？

補助対象外です。

Q13 経費区分の「専門家等旅費」「職員旅費」ですが、海外における宿泊料の上限額はいくらか？

滞在先によって宿泊料の補助上限額が異なりますので、注意してください。

区分	宿泊費上限額	地域
指定都市	17,600 円	シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド、アビジャン
甲地方	14,700 円	北米地域、欧州地域及び中近東地域のうち指定都市以外の地域
乙地方	11,900 円	指定都市、甲地方及び丙地方以外の地域(本邦を除く。)
丙地方	10,600 円	アジア地域(本邦を除く。)、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域のうち指定都市以外の地域

※甲・乙・丙地方の各地域は、国外宿泊費適用区分図(P10～13)を参照ください。

Q14 経費区分の「専門家等旅費」「職員旅費」の宿泊料ですが、宿泊料の上限額を超えると宿泊料すべてが補助対象外になるのか？

宿泊料の上限額を超えた場合は、上限額までが補助対象経費になります。

Q15 経費区分の「専門家等旅費」「職員旅費」ですが、車で移動した場合のガソリン代、駐車場料金、有料道路利用料は、補助対象になるのか？

ガソリン代は、補助対象外です。駐車場料金及び有料道路利用料は、補助対象経費とすることができます。

Q16 経費区分の「職員旅費」ですが、公共交通機関の利用が不便なため、レンタカーを借りた経費は、補助対象になるのか？

「職員旅費」では補助対象になりませんので、「借料又は損料」の経費区分に計上してください。

Q17 経費区分の「原材料費」や「機械部品又は工具器具等の購入」に計上する分量や個数等に上限があるか？

上限はありませんが、購入金額ではなく、使用した分のみが補助対象となりますので、注意してください。

Q18 「販路開拓」の事業区分で展示会への出展を予定している。経費区分の「会場借料」で計上できる経費は、何か？

展示会に出展する場合、「会場借料」に計上できるのは、小間代のみとなります。なお、展示会の申込の際に、小間の基本装飾費等の経費が発生しますが、こちらは、「会場整備費」に計上してください。

Q19 「販路開拓」の事業区分にある経費区分の「印刷製本費」で会社案内を作成する経費は、補助対象になるのか？

補助対象外です。経営革新計画事業に関する新商品や新サービスに係るものについて作成するパンフレット等が補助対象になります。

Q20 「販路開拓」の事業区分での応募ですが、パンフレットのデザイン料は、補助対象か？また、どの経費区分で計上するのか？

補助対象です。経費区分の「印刷製本費」に計上してください。

Q21 「販路開拓」の事業区分にある「印刷製本費」ですが、パンフレット等の印刷部数によって補助対象外になることがあるのか？

部数の制限はありませんが、パンフレット等を作成し、配布するまでが補助事業となりますので、配布した部数に係る印刷費が補助対象です。

Q22 「販路開拓」の事業区分にある経費区分の「広告宣伝費」でノベルティグッズを作成する経費は補助対象となるか？

原則、補助対象外です。

Q23 経費区分の「通訳料」には、通訳に係る交通費が含まれるか？

含まれません。通訳者に係る旅費は、補助対象外です。

Q24 経費区分の「雑役務費」ですが、現在、雇用しているアルバイトを補助事業に従事させることはできますか？

原則、交付決定日以降に補助事業に従事するために雇用するアルバイト等が補助対象になります。現在、雇用しているアルバイト等を補助事業に従事させる場合には、雇用契約書を変更する等して従事する業務内容が補助事業に係るものであることを明らかにする必要があります。

Q25 経費区分の「雑役務費」ですが、派遣会社から紹介され、支払先が派遣会社になる場合に雑役務費に計上できるのか？

販路開拓の事業区分で応募される場合で、展示会出展の説明員等の派遣を依頼する場合には、雑役務費で計上できます。新商品等開発及び生産性向上の事業区分で応募される場合は、外注費に計上してください。

Q26 「販路開拓」の事業区分にある経費区分の「ホームページ作成費」ですが、ECサイトの作成は補助対象になるのか？

ECサイトには、カート(買い物カゴ)機能や決済機能など販売に直結する機能を有するため、補助対象外になります。

Q27 「販路開拓」の事業区分への応募ですが、アマゾンや楽天などのショッピングサイトの利用料など出店経費は、補助対象になるのか？

ショッピングサイトへの出店する行為は、プロモーション活動ではなく、販売に直結する活動に該当するため、出店経費は補助対象外です。

Q28 「販路開拓」の事業区分への応募ですが、アマゾンや楽天などのショッピングサイトにおける広告は、補助対象になるのか？

アマゾンのスポンサープロダクト広告や楽天のRPP広告などは、プロモーション活動ではなく、販売に直結する活動に該当するため補助対象外です。

【直接人件費】

Q29 経費区分の「直接人件費」は、どのように経費を積算すればよいのか？

補助事業期間に、研究開発に従事する予定の時間数に時間給を乗じて算出します。時間給の算定方法は、応募書類の「経営革新計画促進事業費補助金補助事業計画書」の「(4)直接人件費の時間給算定根拠」で確認ください。

Q30 経費区分の「直接人件費」ですが、補助事業期間中に研究開発に従事した時間がすべて補助対象となるのか？

補助対象外となる場合がありますので注意してください。例えば、給与の締日が、毎月20日で給与の支給日が、翌月10日とします。補助事業期間が3月31日までの場合は、3月31日までに支払った給与が補助対象となりますので、このケースの場合は、2月21日以降に従事した分の

給与は、4月10日の支払いになるため、補助対象外となります。2月20日までに従事した分までが補助対象となります。

Q31 経費区分の「直接人件費」ですが、研究活動とみなされない活動とは、どういったものがあるか？

補助金の実績報告書類の作成や原材料費等の発注作業や経理業務などの事務作業や、テスト販売に係る準備や販売業務、研修や訓練などは、研究活動には含まれません。また、休憩時間や移動時間は、従事時間には入りません。

Q32 テスト販売とは、どのようなものか？

「新商品等開発」の事業区分で応募される場合には、新商品等を開発するにあたり、展示会等のブースや自社所有又は借り上げたスペースで、不特定多数の人に対して試作品を試験的に販売することができます。ただし、テスト販売の目的が、商品仕様・顧客の反応等を測定・分析し、試作品に改良・修正を加えて本格的な生産・販売活動に繋げるものである必要があります。

Q33 補助対象となるテスト販売の要件は、どのようなものか？

以下の①から④のすべてを満たすものが補助対象となります。

- ①テスト販売の期間が概ね1月以内であること。
- ②同一の場所及び同一の趣旨で複数回行わないこと。
- ③テスト販売品には「テスト販売価格」などと通常の販売商品とテスト販売品とが区別できるよう、テスト販売品である旨を明記すること。
- ④消費者等に対してアンケート等の調査を行い、テスト販売の効果を検証すること。

Q34 テスト販売の方法として、第三者に委託販売することも可能か？

可能です。

Q35 テスト販売の売上は、どうなるのか？

テスト販売を通じて収入が発生する場合は、当該収入を補助対象経費から控除します。テスト販売を実施する計画で応募される場合には、補助事業計画書の「2 経費明細」の「(1)経費の積算明細」は、次のとおり記載してください。

【研究開発事業費】

経費区分	積算の明細	補助事業に要する経費(消費税抜き)	補助金申請額
原材料費	<ul style="list-style-type: none"> ・テスト販売用試作機製作に要する費用 ××× 50,000円 ××× 300,000円 販売予定額 ▲ 300,000円 ・××× 63,000円 	113,000円	/

【審査加点】

Q36 デジタル化に関連した経営革新計画は、どのようなものか？

デジタル化に関連した経営革新計画の内容例は、次のとおりです。

【例】

- ・アプリケーション開発による新サービスの提供
- ・ドローンにより収集したデータの活用による新サービスの提供
- ・管理システムの開発による生産性向上
- ・AI等技術を活用した作業工程の自動化の取組による生産性向上等

Q37 経営革新計画の内容が、脱炭素化に寄与する計画であり、社会の脱炭素化につながる計画とは、どのようなものか？

脱炭素化に寄与し、社会の脱炭素化につながる経営革新計画の内容例は、次のとおりです。

【例】

- ・ガソリンエンジンに代わる電動による新商品の開発
- ・電気自動車に対応した部品の開発 等

Q38 パートナーシップ構築宣言とは何か？

「パートナーシップ構築宣言」の仕組みは、2020年5月に創設されました。サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するものです。登録方法等詳しくは、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト (<https://www.biz-partnership.jp/>) をご覧ください。

【オンライン審査】

Q39 オンライン審査会は、プレゼン方式か面接方式か？

面接方式です。募集案内に記載したとおり「ア 応募に係る経営革新計画の概要」「イ現在の経営革新計画の進捗状況と課題」「ウ 補助事業の内容」について、事務局から項目ごとに説明をお願いする形になります。また、公平を期すため、提出された応募書類以外の書類等を使用しての説明は禁止します。

Q40 オンライン審査会には、複数名で参加してよいか？




複数名で参加できますので、例えば、説明をされる方と審査員からの質疑に答える方等役割分担されることも可能です。

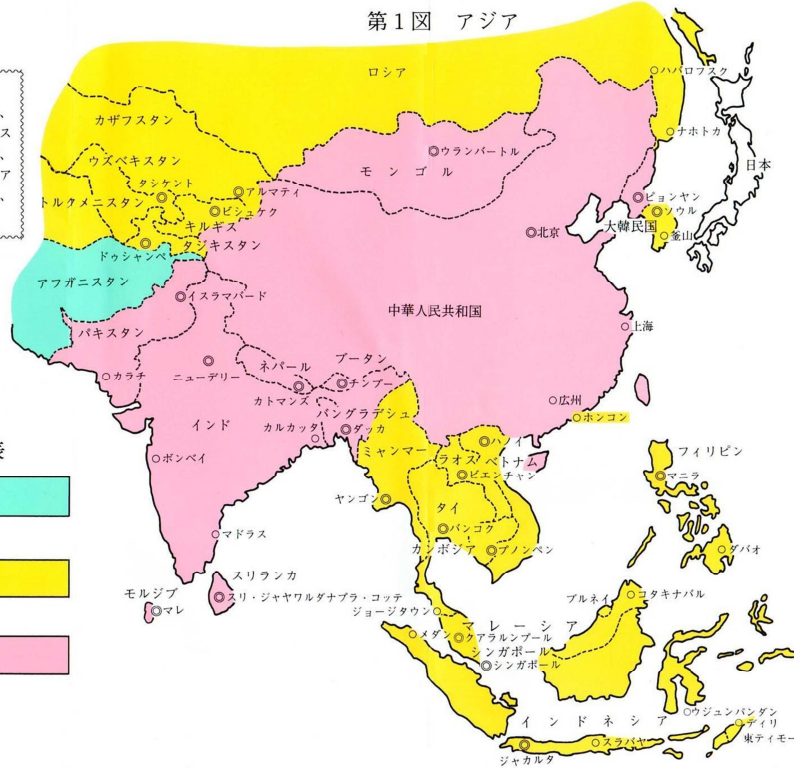
外国旅行における旅費適用区分

資料編 二 旅費の支給額
外国旅行における旅費適用区分図（アジア）

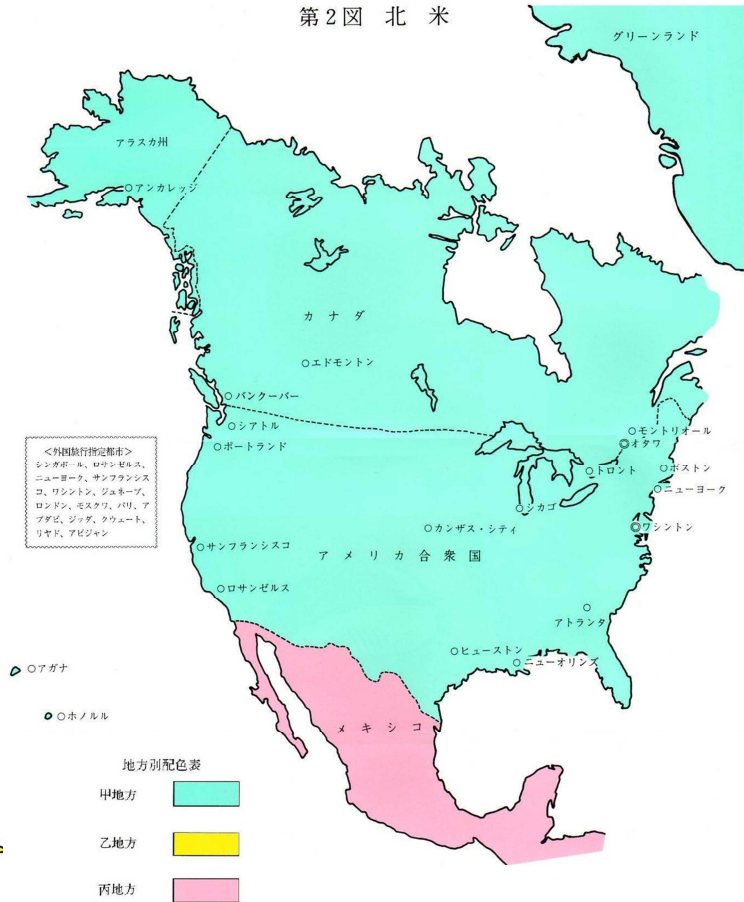
＜外国旅行指定都市＞
シンガポール、ロサンゼルス、
ニューヨーク、サンフランシスコ、
ワシントン、ジュネーブ、
ロンドン、モスクワ、パリ、ア
ブダビ、ジッダ、クウェート、
リヤド、アビジアン

地方別配色表

甲地方	
乙地方	
丙地方	



第2図 北米



＜外国旅行指定都市＞
シンガポール、ロサンゼルス、
ニューヨーク、サンフランシスコ、
ワシントン、ジュネーブ、
ロンドン、モスクワ、パリ、ア
ブダビ、ジッダ、クウェート、
リヤド、アビジアン

地方別配色表

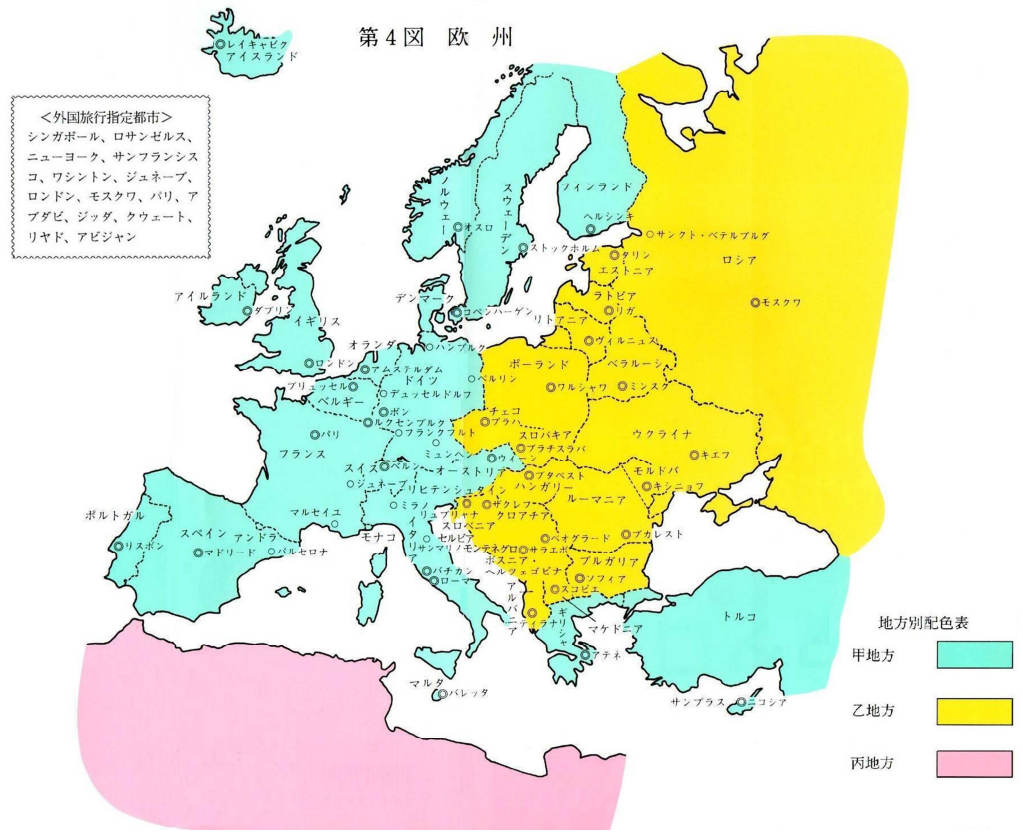
甲地方	
乙地方	
丙地方	

資料編 二 旅費の支給額 外国旅行における旅費適用区分図（北米）

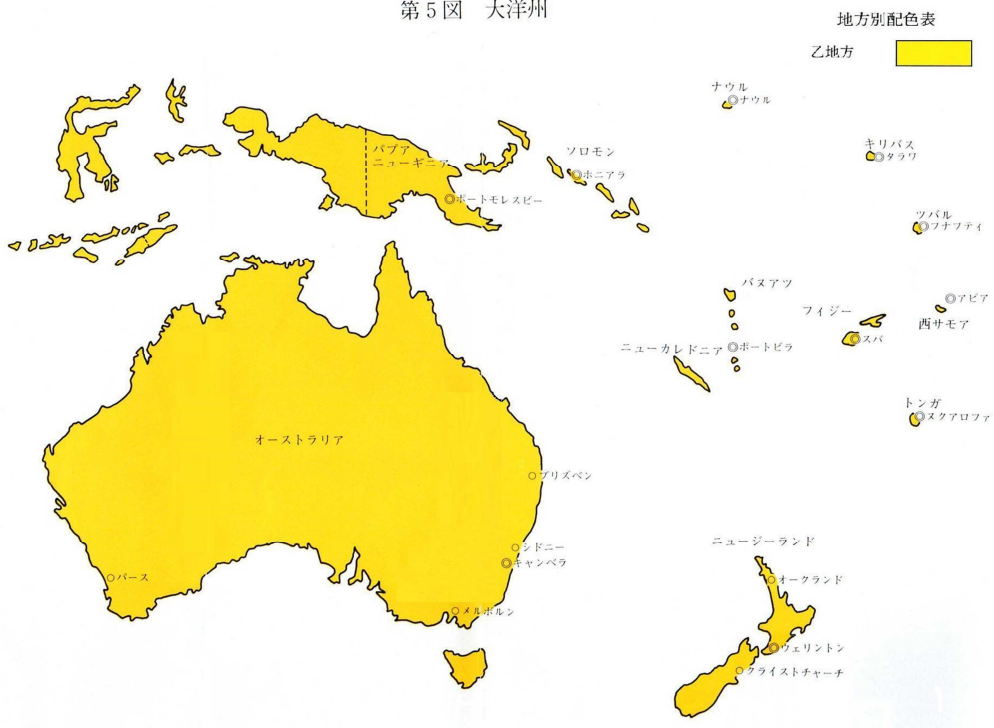


資料編 11 旅費の支給額 外国旅行における旅費適用区分図（中南米）

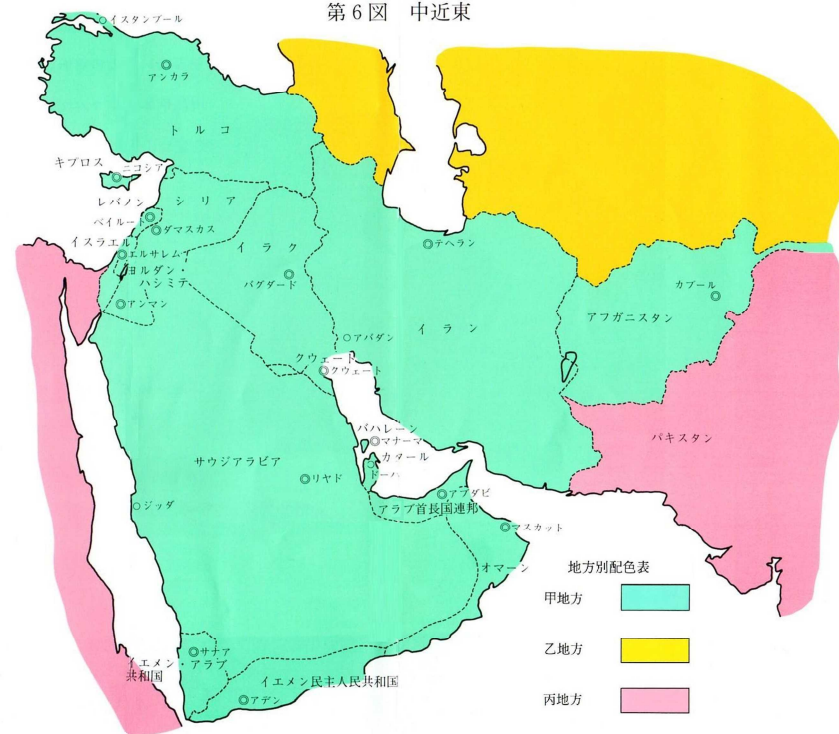
資料編 二 旅費の支給額 外国旅行における旅費適用区分図（欧州）



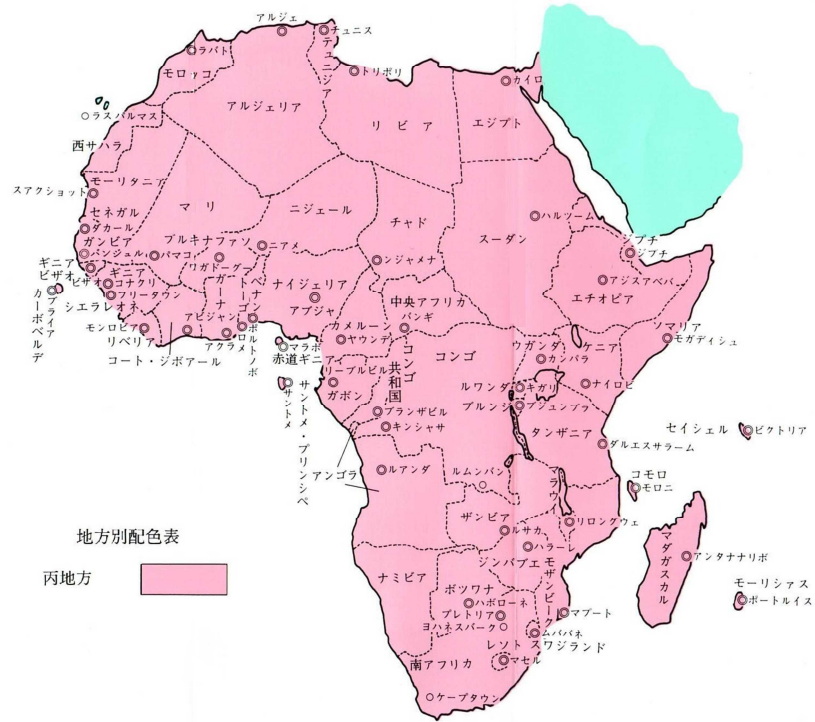
第5図 大洋州



第6図 中近東



第7図 アフリカ



資料編 二 旅費の支給額 外国旅行における旅費適用区分図（アフリカ）